

令和4年大船渡市議会第4回定例会市長提出条例議案

目次

議案第1号	大船渡市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	P 3
議案第2号	大船渡市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	
第1条	大船渡市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正	P 13
第2条	大船渡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正	P 22
第3条	大船渡市職員の懲戒の手続に関する条例の一部改正	P 22
議案第3号	大船渡市職員の高齢者部分休業に関する条例	P 25
議案第4号	大船渡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	P 26
議案第5号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	
第1条	大船渡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正	P 28
第2条	大船渡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正	P 29
第3条	公益的法人等への大船渡市職員の派遣に関する条例の一部改正	P 31
第4条	大船渡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正	P 32
第5条	大船渡市職員の再任用に関する条例の廃止	P 32

大船渡市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
 大船渡市職員の定年等に関する条例（昭和59年大船渡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢60年とする。ただし、医師及び歯科医師である職員の定年は、年齢70年とする。</u></p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこ</p>	<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 定年制度（第2条―第5条）</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条―第11条）</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第13条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第28条の2第1項、第2項及び第4項、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>第2章 定年制度</u></p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢65年とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、大船渡市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大船渡市条例第16号。第6条において「給与条例」という。）第4条第1項第2号アに規定する医療職給料表(1)の適用を受ける職員（以下「医療職給料表(1)適用職員」という。）の定年は、年齢70年とする。</u></p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこ</p>

改正前	改正後
<p>ととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u></p> <p>(1) <u>当該職務が高度の知識、技能又は経験が必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>(2) <u>当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。</u></p> <p>(3) <u>当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければ</u></p>	<p>ととなる場合において、<u>次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>(1) <u>当該職務が高度の知識、技能又は経験が必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(2) <u>当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(3) <u>当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければな</u></p>

改正前	改正後
<p>ならない。</p> <p>4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。</p> <p>5 [略]</p>	<p>らない。</p> <p>4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。</p> <p>5 [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</u></p> <p><u>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職(医療職給料表(1)適用職員が占める職を除く。)</u>は、給与条例第8条の3第1項に規定する職とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(管理監督職勤務上限年齢)</u></p> <p><u>第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢(以下「管理監督職勤務上限年齢」という。)</u>は、年齢60年とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</u></p> <p><u>第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)</u>を行うに当たっては、<u>法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)</u>をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)<u>及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする。</u></p>

改正前	改正後
	<p>(2) <u>人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。</u></p> <p>(3) <u>当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。</u></p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)</u></p> <p><u>第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</u></p> <p>(1) <u>当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(2) <u>当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(3) <u>当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運</u></p>

改正前	改正後
	<p>営に著しい支障が生ずること。</p> <p>2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき法第28条の5第3項に規定する特定管理監督職群（以下この項において「特定管理監督職群」という。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</p> <p>4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について</p>

改正前	改正後
	<p><u>て前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</u></p> <p><u>(異動期間の延長等に係る職員の同意)</u></p> <p><u>第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)</u></p> <p><u>第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 定年前再任用短時間勤務制</p> <p><u>(定年前再任用短時間勤務職員の任用)</u></p> <p><u>第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 雑則</p>

改正前	改正後								
<p style="text-align: center;">附 則 1～3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(雑則)</p> <p><u>第13条</u> この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則 1～3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(定年に関する経過措置)</p> <p>4 <u>令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1167 579 2074 767"> <tbody> <tr> <td>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td> <td>61年</td> </tr> <tr> <td>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td> <td>62年</td> </tr> <tr> <td>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td> <td>63年</td> </tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td> <td>64年</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(情報の提供及び勤務の意思の確認)</p> <p>5 <u>任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び医療職給料表(1)適用職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</u></p>	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年								
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年								
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年								
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年								
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の大船渡市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の大船渡市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）

第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの
 - (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
 - 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
 - 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第8条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
 - 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。
(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)
- 第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
- (1) 施行日以後に新たに設置された職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項各号に掲げる職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。
(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)
- 第6条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項各号に掲げる短時間勤務の職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該短時間勤務の職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条及び第4条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

大船渡市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(大船渡市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大船渡市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年大船渡市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、<u>規則</u>の定めるところにより決定する。</p> <p>5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>6 [略]</p> <p>7 55歳(規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものにあつては、3号給)」とあるのは「2号給」とする。</p> <p>8～10 [略]</p> <p>11 <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)</u>の給料月額は、<u>その者に適用される給料表の再任用職員</u>の項に掲げる給料月額のうち、<u>その者の属する職務の級に応じた額</u>とする。</p>	<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、<u>規則</u>で定めるところにより決定する。</p> <p>5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>6 [略]</p> <p>7 55歳(規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものにあつては、3号給)」とあるのは「2号給」とする。<u>ただし、60歳に達した日後における最初の4月1日以後の職員(医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。)</u>の第5項の規定による昇給は、<u>同項に規定する期間の全部を前項に規定する良好な成績よりも優れた成績で勤務した場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>8～10 [略]</p> <p>11 <u>大船渡市職員の定年等に関する条例(昭和59年大船渡市条例第17号)第12条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u>の給料月額は、<u>当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員</u>の項に掲げる<u>基準給料月額</u>のうち、<u>当該定年前再任用短時間勤務職員</u>の属する職務の級に応じた額に、<u>大船渡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成12年大船渡市条例第20号。以下「勤務時間等条例」という。)</u>第2条第3項の規定により定められた<u>当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額</u>とする。</p>

改正前	改正後
<p>第5条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「<u>育児短時間勤務</u>」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「<u>育児短時間勤務職員等</u>」という。）の給料月額、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、<u>大船渡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成12年大船渡市条例第20号。以下「勤務時間等条例」という。）</u>第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。</p> <p>2 <u>法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）</u>の給料月額は、前条第11項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、<u>勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3 育児休業法第18条第1項又は大船渡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年大船渡市条例第25号）第4条の規定に基づき採用された職員（以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、<u>勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>（給料の調整額） 第8条 [略]</p>	<p>第5条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「<u>育児短時間勤務職員等</u>」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、<u>勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 育児休業法第18条第1項又は大船渡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年大船渡市条例第25号）第4条の規定に基づき採用された職員（以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、<u>勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められた当該任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>（給料の調整額） 第8条 [略]</p> <p>2 <u>次の各号に掲げる職員の給料月額の調整額は、前項の調整額表に定める額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>育児短時間勤務職員等 勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数</u></p> <p>(2) <u>定年前再任用短時間勤務職員 勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務</u></p>

改正前	改正後
<p>2 前項の調整額表に定める給料月額調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条の2 [略]</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 通勤距離を考慮して49,300円の範囲内で、支給単位期間につき、規則で定める額(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定</p>	<p>時間で除して得た数</p> <p>(3) 任期付短時間勤務職員 勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、第1項の調整額表に定める給料月額調整額又は前項の規定により計算した額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額を給料月額の調整額とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条の2 [略]</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 通勤距離を考慮して49,300円の範囲内で、支給単位期間につき、規則で定める額(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定</p>

改正前	改正後
<p>める額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>その者</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3～6 [略]</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外の次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が<u>1箇月</u>について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(<u>前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u>)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前<u>6箇月</u>以内の期間における<u>その者</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>める額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3～6 [略]</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 育児短時間勤務職員等、<u>定年前三任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外の次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が<u>1か月</u>について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前<u>6か月</u>以内の期間における<u>当該職員</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

改正前	改正後
<p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第21条 第8条の2、第8条の4、第9条、第10条、第10条の5及び第10条の6の規定は、再任用職員には適用しない。</p> <p>2 第8条の2、第8条の4、第9条、第10条、第10条の5及び第10条の6の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。</p>	<p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第21条 第5条第3項から第10項まで、第8条の2、第8条の4、第9条、第10条、第10条の5及び第10条の6の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>

改正前	改正後
<p>附 則 1～18 [略]</p>	<p>附 則 1～18 [略]</p> <p>19 <u>当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第21項及び第30項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</u></p> <p>20 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>医療職給料表(1)の適用を受ける職員</u></p> <p>(3) <u>大船渡市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</u></p> <p>(4) <u>大船渡市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員</u></p> <p>21 <u>法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第23項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるもののうち、特定日に附則第19項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第19項の規定により当</u></p>

改正前	改正後
	<p>該職員の受ける給料月額のほか、<u>基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u></p> <p>22 <u>前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</u></p> <p>23 <u>異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第19項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第21項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p> <p>24 <u>附則第21項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第19項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p> <p>25 <u>附則第21項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第8条の3第2項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第21項、第23項又は第24項の規定による給料の額との合計額」とする。</u></p> <p>26 <u>附則第21項、第23項又は第24項の規定による給料を支給される職員に対する第18条第5項（第19条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第18条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第21項、第23項又は第24項の規定による給料の額との合計額」とする。</u></p> <p>27 <u>育児短時間勤務職員等に対する附則第19項、第21項及び第22項の規定の適用については、附則第19項中「）とする」とあるのは「）に算出率を乗じて得た額とする」と、附則第21項中「達しない」とあるのは「算出率を</u></p>

改正前	改正後
-----	-----

乗じて得た額に達しない」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎給料月額に算出率を乗じて得た額」と、附則第22項中「の給料月額」とあるのは「の給料月額に算出率を乗じて得た額」とする。

28 附則第19項から前項までに定めるもののほか、附則第19項の規定による給料月額、附則第21項の規定による給料その他附則第19項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

29 附則第19項から前項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第3条第5項又は大船渡市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年大船渡市条例第 号）附則第2条第1項の規定により勤務している職員には適用しない。

30 法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員の特定日以後の給料の特例は、附則第19項、第21項、第23項及び第24項の規定を基準として、任命権者が定める。

別表第1 行政職給料表（第4条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	[略]							
再任用職員		189,400	217,100	257,500	277,100	292,300	317,900	360,000

備考 [略]

別表第2 医療職給料表（第4条関係）

ア 医療職給料表（1）

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

別表第1 行政職給料表（第4条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	[略]							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 189,400	基準給料月額 円 217,100	基準給料月額 円 257,500	基準給料月額 円 277,100	基準給料月額 円 292,300	基準給料月額 円 317,900	基準給料月額 円 360,000

備考 [略]

別表第2 医療職給料表（第4条関係）

ア 医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

改正前							改正後						
[略]							[略]						
備考 [略]							備考 [略]						
イ 医療職給料表(2)							イ 医療職給料表(2)						
職員の区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	職員の区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額
再任用 職員以外 の職員	[略]						定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	[略]					
再任用 職員		190,400	217,200	245,700	259,200	284,600	定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円	基準給料 月額 円
									296,200	338,600	393,000	466,000	565,900
備考 [略]							備考 [略]						
ウ 医療職給料表(3)							ウ 医療職給料表(3)						
職員の区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	職員の区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額
再任用 職員以外 の職員	[略]						定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	[略]					
再任用 職員							定年前 再任用		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額

改正前						改正後						
		237,200	257,700	265,000	275,200	291,700	短時間 勤務職 員	円	円	円	円	円
								237,200	257,700	265,000	275,200	291,700
備考 [略]						備考 [略]						
備考 改正部分は、下線の部分である。												

(大船渡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 大船渡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和27年大船渡市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(降任、免職及び休職の手続)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、昭和27年4月1日から施行する。</p>	<p>(降任、免職及び休職の手続)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 職員の意に反する降任(法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に該当する降任を除く。)、免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、昭和27年4月1日から施行する。</p> <p>2 当分の間、次の各号に掲げる規定又は規定による定めによる降給を行う場合は、規則又は任命権者の定めるところにより、当該職員に当該各号の規定又は規定による定めの適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。</p> <p>(1) 大船渡市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年大船渡市条例第16号)附則第19項又は法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員に係る同条例附則第30項の規定による定め</p> <p>(2) 大船渡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和63年大船渡市条例第4号)附則第3項の規定による定め</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(大船渡市職員の懲戒の手続に関する条例の一部改正)

第3条 大船渡市職員の懲戒の手続に関する条例(昭和27年大船渡市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6か月以下とし、<u>給料及びこれに対する地域手当の合計額</u>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6か月以下とし、その発令の日に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の<u>月額</u>の合計額(法第22条の2第1項第1号</p>

改正前	改正後
<p>(大船渡市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年大船渡市条例第27号)第3条第1項に規定する報酬の額に限る。))の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>に掲げる職員については、報酬の額(大船渡市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年大船渡市条例第27号)第3条第1項に規定する報酬の額に限る。))の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用職員(大船渡市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年大船渡市条例第 号)附則第3条第1項若しくは第2項又は附則第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)(同条例附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された暫定再任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員(大船渡市職員の定年等に関する条例(昭和59年大船渡市条例第17号)第12条の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)であるものとした場合に適用される大船渡市一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第4条第1項に規定する給料表(附則第4項において「給料表」という。)の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、給与条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、大船渡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成12年大船渡市条例第20号)第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、給与条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、大船渡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第1条の規定による改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)第8条第2項及び第10条の2第2項の規定を適用する。
- 6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第18条第3項の規定を適用する。
- 7 改正後の給与条例第19条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び大船渡市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年大船渡市条例第 号)附則第3条第1項若しくは第2項又は附則第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 8 給与条例第5条第3項、第6項及び第8項から第10項まで、第8条の2、第8条の4、第9条、第10条、第10条の5並びに第10条の6並びに改正後の給与

条例第5条第4項、第5項及び第7項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の給与その他必要な事項は、規則で定める。

大船渡市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3第1項並びに同条第2項において準用する法第26条の2第3項及び第4項の規定に基づき、職員（大船渡市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大船渡市条例第16号）第4条第1項第2号アに規定する医療職給料表（1）の適用を受ける職員を除く。以下同じ。）の高齢者部分休業（法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

第2条 任命権者は、当該職員に係る定年（大船渡市職員の高齢者部分休業に関する条例（昭和59年大船渡市条例第17号）第3条第1項に規定する定年をいう。）から5年を減じた年齢に達した職員が高齢者部分休業の承認の申請をした場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、高齢者部分休業を承認することができる。

2 前項の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。

3 任命権者は、職員が第1項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日から、当該職員に係る高齢者部分休業を承認することができる。

(休業時間の延長)

第3条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）の延長の申出があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(高齢者部分休業の承認の取消し等)

第4条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該職員に係る高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができる。

(給与の取扱い)

第5条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、大船渡市一般職の職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額、管理職手当の月額及び特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間で除して得た額を減額した給与を支給する。

(規則への委任)

第6条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第2条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「5年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	1年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	2年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	3年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	4年

大船渡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

大船渡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和63年大船渡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の減額)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第21条 第5条、第6条、<u>第7条及び第8条の2の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</u></p> <p><u>2 第5条、第6条、第7条及び第8条の2の規定は、育児休業法第18条第1項の規定に基づき採用された職員には、適用しない。</u></p> <p>附 則</p> <p>1～2 [略]</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 職員が高齢者部分休業（職員が市長が定める年齢に達した日以後の日でその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（大船渡市職員の定年等に関する条例（昭和59年大船渡市条例第17号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料、管理職手当及び特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）を減額した給与を支給する。</u></p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第21条 第5条、第6条及び<u>第7条の規定は、大船渡市職員の定年等に関する条例第12条の規定により採用された職員には適用しない。</u></p> <p>附 則</p> <p>1～2 [略]</p> <p><u>3 当分の間、職員（市長が定める職員を除く。）が60歳に達した日以後における最初の4月1日（次項において「特定日」という。）以後の給料月額は大船渡市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大船渡市条例第16号）附則第19項の規定による給料月額を基準として、市長が定めるものとする。</u></p> <p><u>4 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（次項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるもののうち、</u></p>

改正前	改正後
	<p>市長が定める職員には、当分の間、特定日以後、前項の規定による給料月額のほか、大船渡市一般職の職員の給与に関する条例附則第21項及び第22項の規定を基準として市長が定める方法により算出した額を給料として支給する。</p> <p>5 <u>異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第3項の規定の適用を受ける職員に限り、前項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、同項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p> <p>6 <u>前2項の規定による給料を支給される職員以外の附則第3項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 大船渡市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年大船渡市条例第 号）附則第3条第1項若しくは第2項又は附則第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に対する給与に関する事項は、大船渡市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大船渡市第16号）の適用を受ける職員の例による。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(大船渡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 大船渡市職員の育児休業等に関する条例(平成4年大船渡市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 大船渡市職員の定年等に関する条例(昭和59年大船渡市条例第17号)第4条第1項又は第2項の規定に基づき引き続いて勤務している職員</p> <p>(3)~(4) [略]</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 大船渡市職員の定年等に関する条例(昭和59年大船渡市条例第17号。以下「<u>定年条例</u>」という。)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p>(3) <u>定年条例第9条の規定により異動期間(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項に規定する異動期間をいい、定年条例第9条の規定により延長された期間を含む。以下同じ。)</u>を延長された定年条例第6条に規定する職を占める職員</p> <p>(4)~(5) [略]</p>
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 給与条例第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「<u>会計年度任用職員</u>」という。))を除く。)のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 給与条例第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「<u>会計年度任用職員</u>」という。))を除く。)のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>
<p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>大船渡市職員の定年等に関する条例</u>第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p>	<p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>定年条例</u>第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p>(3) <u>定年条例第9条の規定により異動期間を延長された定年条例第6</u></p>

改正前	改正後
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、大船渡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2～3 [略]</p>	<p><u>条に規定する職を占める職員</u></p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。))を除く。)</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、大船渡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2～3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(大船渡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 大船渡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成12年大船渡市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。))</u>の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間まで</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>大船渡市職員の定年等に関する条例(昭和59年大船渡市条例第17号)第12条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))</u>の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p>

改正前	改正後
<p>の範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4～5 [略]</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 任命権者は、前項の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りをする場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつて</p>	<p>4～5 [略]</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りをする場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日(育児短時間勤務職員</p>

改正前	改正後
<p>は、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第13条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮して20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第19条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>	<p>等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第13条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮して20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)～(3) [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第19条 非常勤職員(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(公益的法人等への大船渡市職員の派遣に関する条例の一部改正)

第3条 公益的法人等への大船渡市職員の派遣に関する条例(平成14年大船渡市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 大船渡市職員の定年等に関する条例(昭和59年大船渡市条例第17号)第4条第1項の規定に基づき引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定に基づき期限を延長することとされている職員</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 大船渡市職員の定年等に関する条例(昭和59年大船渡市条例第17号)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) 大船渡市職員の定年等に関する条例第9条の規定により地方公務</p>

改正前	改正後
<p>(5) [略] 3 [略]</p>	<p><u>員法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員</u> (6) [略] 3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(大船渡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 大船渡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年大船渡市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(任命権者の報告事項) 第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（<u>臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）</u>を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11) [略]</p>	<p>(任命権者の報告事項) 第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（<u>臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）</u>を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(大船渡市職員の再任用に関する条例の廃止)

第5条 大船渡市職員の再任用に関する条例（平成14年大船渡市条例第2号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 大船渡市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年大船渡市条例第 号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、大船渡市職員の定年等に関する条例（昭和59年大船渡市条例第17号）第12条の規定により採用された職員とみなして、第1条の規定による改正後の大船渡市職員の育児休業等に関する条例第17条第2号及び第2条の規定による改正後の大船渡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の規定を適用する。

3 大船渡市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第3条第1項若しくは第2項又は附則第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に対する第3条の規定による改正後の公益的法人等への大船渡市職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「定めて任用される職員」とあるのは、「定めて任用される職員（大船渡市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年大船渡市条例第 号）附則第3条第1項又は第2項の規定により採用された職員を除く。）」とする。